

(仮)滋賀県読書バリアフリー計画

<素案>

滋賀県教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象等
4. 計画の期間
5. 計画の推進体制と進行管理
6. 「SDGs」との関係

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

1. 国における取組
2. 滋賀県における取組
3. 視覚障害者等の読書の状況
4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

第3章 目指す姿と基本方針

1. 目指す姿
2. 基本方針

第4章 施策の展開

1. 基本方針Ⅰ 【そろえる】
「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
重点施策1
重点施策2
重点施策3
2. 基本方針Ⅱ 【とどける】
どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
重点施策4
重点施策5
3. 基本方針Ⅲ 【ささえる】
自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します
重点施策6
重点施策7
重点施策8

参考データ

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を整備することによって、障害の有無にかかわらずすべての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に成立しました。

「読書バリアフリー法」では、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、地方公共団体に計画の策定を求めています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活や社会のあり方が大きく変化する中、氾濫する様々な情報から適切な情報を選択することの重要性が増しています。さらに、人との交流が制限され、社会とつながりが持ちにくくなる状況下にあって、読書を通じて心の健康を保つという視点でも、読書や図書館の有する意義が再確認されています。

また、東京 2020 パラリンピックでは、選手の活躍が人々に勇気を与えたように、障害のある人がその人らしく社会で活躍できる環境を整えることは、社会に活力を与え、生き生きとした滋賀の実現につながるものです。本県においては、令和7年に開催される全国障害者スポーツ大会に向け、今後一層障害のある人の活躍の広がりが期待されるところです。

読書は障害のある人の主体的な活動を後押しし、幅広い分野での社会参加・活躍を促すものであることから、本計画の策定により、「読書バリアフリー法」の理念を具現化し、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することにより、障害者の社会参加・活躍の促進と、共生社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

- (1) 「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画
- (2) 「第3期滋賀県教育振興基本計画(滋賀の教育大綱)」、「これからの滋賀県立図書館のあり方(平成30年3月策定)」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関連計画等の方向性と整合性を図った計画
- (3) 「誰一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標に資する計画

3. 計画の対象等

本計画は、視覚障害、盲ろう障害、発達障害、肢体不自由、知的障害等の障害により、活字によって表現された書籍を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者（以下「視覚障害者等」という。）を対象とします。なお、障害者手帳の有無は問いません。

また、「書籍」とは雑誌、新聞その他の刊行物を含みます。

4. 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5年間とします。

5. 計画の推進体制と進捗管理

（1）推進体制

本計画に基づき、市町関係部局、図書館、学校等のほか、福祉・障害者団体、ボランティア等、関係者との連携・協力により、視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進します。

（2）進捗管理

計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら評価を行います。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. 「SDGs」との関係

平成27年9月に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で平成27年から令和12年までの国際目標として、「SDGs」が示されました。

「SDGs」は誰一人取り残さない社会を目指し、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

視覚障害者等の読書環境の整備を推進することは、障害のある方の社会参加・活躍を促進する共生社会の実現に寄与し、「SDGs」の目標達成に貢献します。

<関連するゴール>



※本計画において主に以下のターゲットに関する取組を推進します。

1.4	貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
4.5	教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
10.2	年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。
16.10	国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

1. 国における取組

国においては、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准するため、平成25年成立の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとした国内法制度が整備され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められています。

平成25年に国連の専門機関（世界知的所有権機関）において障害者の著作物利用を促進するための「マラケシュ条約」^{※1}が採択されたことを受け、平成30年に同条約の締結承認とともに、著作権法の改正が行われました。これらの動きを契機として、令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行され、同法に基づき、令和2年7月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」）が策定されました。

「読書バリアフリー基本計画」は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、基本的な方針や、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項が定められています。

※1 マラケシュ条約

正式名称は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、「利用しやすい様式の複製物」について規定している。この条約の締結により、視覚障害者等が「利用しやすい様式の複製物」を、国境を越えて交換することが可能となった。

2. 滋賀県における取組

本県では昭和26年に県立盲学校内に点字図書館を設置し、その後昭和31年に「県立点字図書館」として開館しました。平成12年には名称を「県立視覚障害者センター」と変更し、視覚に障害のある人の福祉の向上を図ることを目的として、各種情報の提供や、視覚障害者の自立および社会参加を促進する事業を実施しています。具体的には、点字図書・録音図書の貸出しや製作、サピエ図書館^{※2}へのデータの提供、IT 機器の利用支援などを行っています。

一方、県立図書館では、これまでの図書館利用に障害のある人への障害者サービスに加え、平成29年度に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」において、「全ての県民へ向けたサービスの実施」として、「図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス」を掲げました。障害者や高齢者の読書を支援するため、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料、拡大読書器や再生機器などの機器類を整備するとともに、郵送サービスや対面朗読などの障害者サービスの充実を図っています。

さらに、本県すべての自治体に設置されている市町立図書館^{※3}に対し、視覚障害者等が利用しやすい様々な形態の資料や機器等の貸出および司書への研修を行うことで、県域全体のサービスを支援してきました。

また、平成31年4月には「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、障害者の情報の取得や利用に対する支援を進めることを規定するとともに、令和3年3月には「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、「読書におけるバリアフリーの推進」を重点的取組のひとつとしています。

※2 サピエ図書館

視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データや音声データ等を提供するインターネット上の電子図書館。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

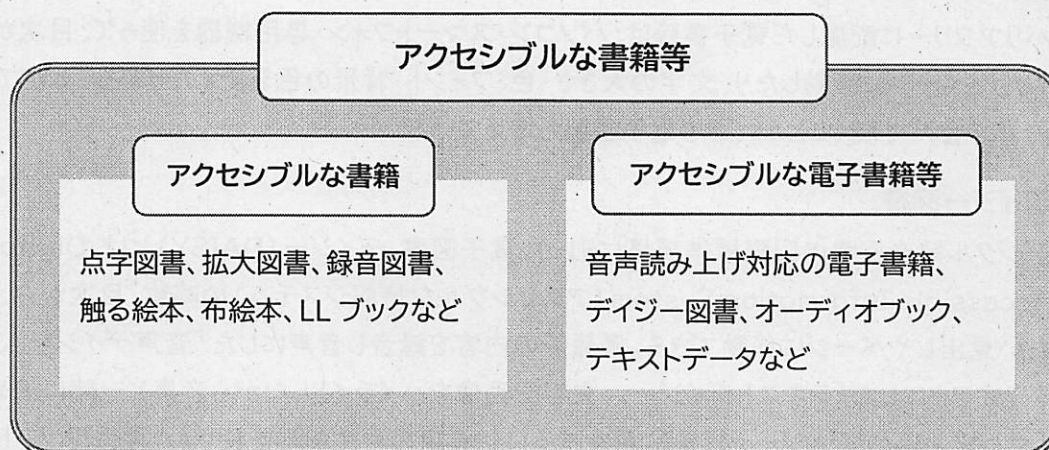
※3 滋賀県の図書館設置率について

滋賀県には全市町に県立図書館を含め計51館が設置されている。設置率100%の都道府県は、本県のほか、富山県、石川県、福井県、鳥取県であり、本県含めて計5県のみ。(令和2年4月現在)

3. 視覚障害者等の読書の状況

視覚障害者等が利用しやすい書籍やサービスには次のようなものがあります。

- 点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LLブック等
- 音声読み上げ対応の電子書籍、デージー図書、オーディオブック、テキストデータ等
(上記を総称し、以下「アクセシブルな書籍等」といいます。)
- サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス
- 支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読



アクセシブルな書籍等

<アクセシブルな書籍>

○点字図書

点字に翻訳(点訳)された本。点を使って図や絵を表した点図と点字を貼り付けた「点字絵本」もある。

○拡大図書

大活字本など、通常の本の文字を判読しやすく拡大して印刷された本。

○録音図書(音訳図書)

書籍等を読み上げ(音訳)で録音し、聴くことで読書ができるようにした図書。CD等に録音されており、再生機を使って利用する。

○触る絵本・布絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっている。ボタンをとめたり、ひもを通したりする仕掛けなどがあり、楽しみながら読むことができる。

○LLブック

「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことである。

<アクセシブルな電子書籍等>

○音声読み上げ対応の電子書籍等

バリアフリーに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えたりすることができる。内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えている。

○デイジー図書

デジタル録音図書の国際標準規格に則った電子図書。デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略称。目次から、読みたい見出しやページに移動できる。書籍等の内容を録音し音声にした「音声デイジー」、内容をテキストにした「テキストデイジー」、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読める「マルチメディアデイジー」がある。再生するには専用の再生機器を使うか、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマートフォンやタブレットの再生用アプリを使う。

○オーディオブック

書籍等を読み上げまたは口演し、必要に応じて効果音等をつけることで、聴くことにより読書ができる電子音声コンテンツ。

○テキストデータ

文字だけで構成された文書のデータ。音声読み上げソフトなどで読むことができる。

4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会委員からの聴き取りおよび一般社団法人 電子出版制作・流通協議会が令和元年度に実施した「視覚障害者等の読書における技術的な課題等に関する調査研究【報告書】」からは、視覚障害者等の読書環境については以下のような課題があると考えられます。

- (1) 音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少ない。小説や文芸作品に比べ、専門書や実用書は少なく、マルチメディアデージーやLLブックなど出版点数がさらに限られているものもある。そのため、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
- (2) 出版された書籍等から点字図書やデージー図書等を製作するのには時間がかかり、必要とする書籍をすぐに読むことができない。
- (3) 図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要である。
- (4) 障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要である。
- (5) 高齢化や社会環境の変化等により、点訳・音訳などのボランティアをはじめ読書環境を支える人材が不足している。
- (6) 視覚障害者等に読書や図書館等を身近に感じてもらえるような取組が必要である。
- (7) デージー図書等について、また公立図書館の障害者サービス、県立視覚障害者センターやサピエ図書館のサービス等について、視覚障害者等やその支援者に一層の周知が必要である。
- (8) 読書支援機器^{※4}は高額な製品も多く、個人での購入は負担がある。
- (9) デージー図書等やサピエ図書館を利用するのに ICT 機器を使用する必要があるが、それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要である。
- (10) 障害の種別や程度によって、利用しやすい書籍や読書の形態は異なる。サービス提供側が個々の障害の特性を十分理解し、ニーズを把握する必要がある。

※4 読書支援機器

視覚障害者等の読書を支援する機器。文字などを拡大してモニターに写したりコントラストを強調させたりできる拡大読書器や、音声デージーなどを再生するためのデージー再生機などがある。

第3章 目指す姿と基本方針

1. 目指す姿

障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

読書は生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

本県の図書館行政においては、先人の努力の成果として、県内の全市町に図書館が整備され、県立図書館は県内公共図書館^{※5}への貸出を積極的に実施するとともに、公共図書館職員に対する研修や運営上の助言など、公共図書館の物的・人的ネットワークを確立してきました。このネットワークにより、すべての県民がどこに住んでいても必要とする図書・情報を得ることが出来ます。

また、福祉の分野においては、戦後日本の「障害福祉の父」と呼ばれる糸賀一雄氏ら先人の実践と理念をはじめとした、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を施策につなげてきた歴史があります。

「読書バリアフリー」の環境整備に当たっては、視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題を踏まえつつ、これら本県が誇る強みを活かし、目指す姿を「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」として取り組みます。

※5 公共図書館

地域住民に図書館サービスを無料で提供する図書館。本県では地方公共団体によって設置される公立図書館および公益財団法人江北図書館を指す。

2. 基本方針

目指す姿の実現に向けては、本県の強みを活かし、「読書を通じたネットワークでつながりあう」の考えを基盤に、次の3つの基本方針のもと、施策を推進することとします。

読書を通じたネットワークでつながりあう

基本方針Ⅰ 「そろえる」 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
視覚障害者等が障害の特性に応じた適切な形態の書籍等が利用できるよう、
書籍等を充実させます。

基本方針Ⅱ 「とどける」 どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
視覚障害者等がニーズに合った書籍等を手にすることができるよう、利用環境の
整備に取り組みます。

基本方針Ⅲ 「ささえる」 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します
視覚障害者等が書籍等を活用できるよう、支援する環境を整えます。

なお、第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブルな書籍等」を意味します。

第4章 施策の展開

1. 基本方針Ⅰ

〔そろえる〕「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます

【基本的な考え方】

障害の種別や程度によって、利用しやすい書籍の形や利用方法は異なります。障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等を充実させます。

また、教育や就労など、人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることができるよう、多様な分野の書籍等の充実に努めます。

さらに、書籍等の製作を継続的に行うことができるよう、製作の支援を進め、製作人材を養成します。

重点施策 1 書籍等の収集・製作

- 県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館は、各施設の利用者の実情に合わせて、書籍等を充実します。
- 県立図書館および県立視覚障害者センターは、書籍等に関して継続的に情報を収集し、利用者や公共図書館に提供します。
- 県立視覚障害者センターは、書籍等を製作し、利用者に提供するとともに、サピエ図書館へ提供し、全国的なネットワークの充実に寄与します。
- 書籍のテキストデータの提供に係る国の取組が進むよう要望するとともに、県内出版社等へは「読書バリアフリー法」について周知し、書籍のテキストデータの提供について働きかけます。

重点施策 2 書籍等の製作の支援

- 多様な主体による製作が行われるように、県立視覚障害者センターと連携し、センターがこれまで培ってきた書籍等の製作ノウハウを、公立図書館、関係する施設・団体等と共有します。

重点施策3 書籍等の製作人材の養成

- 県立視覚障害者センターは、県立図書館、製作する施設・団体等と連携しながら、点訳者・音訳者など書籍等の製作人材の養成を行います。
- 点訳、音訳等のボランティアの継続的な活動および活動の広がりにつながるよう、ボランティアの活動を広く紹介します。

著作物を利用するときは、原則として著作権者の了解をとる必要があります。ただし、例外として了解なしに利用できる場合があります、著作権法に定められています。

著作権法第37条第3項において、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で、政令で定めるもの（障害者入所施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を満たすボランティア団体等、また、文化庁長官が個別に指定する者）は、視覚障害者等向けに必要と認められる限度において、著作物を複製し、アクセシブルな書籍等を製作することができます。

指標	現状（令和2年度）	目標（令和8年度）
<検討中>		

2. 基本方針Ⅱ

【とどける】 どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します

【基本的な考え方】

視覚障害者等がどこに住んでいても必要とする書籍等を提供できるように関係機関の連携を強化します。あわせて、障害の状況等により読書や図書館の利用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものとなるような取組を進めます。

また、視覚障害者等が生涯にわたって、自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよう支援します。

重点施策4 書籍等を提供するための連携強化

○県立図書館および県立視覚障害者センターは、視覚障害者等が身近な図書館で書籍等を利用できるように、公共図書館への情報提供や書籍等の貸出しを行います。

○県立図書館および県立視覚障害者センターは、視覚障害者等およびその支援者にサピエ図書館および国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスについて周知します。

○視覚障害者等やその支援者と関係者が、読書を楽しめる方策について定期的に意見交換ができる場を設け、新たなネットワークを形成します。

重点施策5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実

○県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館等は、視覚障害者等が利用しやすいように、各館の利用者の状況等に応じ、わかりやすい書籍等の配置や館内表示など、環境の整備を進めます。

○県立学校図書館は、県立図書館、県立視覚障害者センターと連携し、視覚障害等のある児童生徒の読書環境整備のための取組を進めます。

○特別支援学校、特別支援学級設置校、および視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校に対し、視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性および具体的な利用方法について周知します。

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
<検討中>		

3. 基本方針Ⅲ

〔ささえる〕 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

【基本的な考え方】

視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな電子書籍等の利用を支援するほか、司書および司書教諭・学校司書等、視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成を行います。

また、視覚障害者等がライフステージにあった書籍等と出会い、読書の喜びを享受できるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知し、県民への理解促進を図ります。

重点施策6 書籍等の利用支援

- 県立視覚障害者センター、県立図書館、ICT サポートセンター※6等において、視覚障害者等が書籍等を利用できるように、読書支援機器やサピエ図書館等を利用するための支援を行います。また、デジタル技術の革新をふまえて、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、最新の技術について情報収集に努め、情報提供を行います。
- 県立視覚障害者センターおよび県立図書館は、視覚障害者等が書籍等を利用できるように、必要な読書支援機器の設置や貸出を行います。
- 県立視覚障害者センターは、読書支援機器の購入について相談や情報提供を引き続き行います。

重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成

- 司書や司書教諭・学校司書等を対象に、様々な障害の特性への理解を深めるための研修や、障害の特性に応じた対応について学ぶ研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- 学校における ICT 環境整備が進められていることも合わせ、特別支援学校および特別支援学級の教員や学校司書等に対し、アクセシブルな電子書籍等の周知とともに、読書支援機器の利用方法等について学ぶ研修を実施します。

※6 ICT サポートセンター

障害者等のICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、①ICT機器の紹介、貸出・利用に係る相談、②サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（滋賀県内では、彦根市の滋賀県立視覚障害者センターと草津市の滋賀県社会就労事業振興センターの2か所に設置）。

重点施策8 県民への周知

○視覚障害者等がライフステージや障害の特性に応じた読書ができるように、様々な形態の書籍等や読書の手段、公立図書館および県立視覚障害者センターが提供しているサービスについて、視覚障害者等およびその支援者に周知を図るため、相談窓口や福祉施設、医療機関等を通じた情報発信に努め、利用を促進します。

○障害の有無にかかわらず全ての人が読書の喜びを享受できるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段についてホームページ等で県民に広く周知し、共生社会の実現の気運を高めます。

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
<検討中>		

参考データ

1. 滋賀県における身体障害者手帳所持者等

各障害者手帳所持者および特別支援学校・特別支援学級等の在籍児童生徒等の状況は下記のとおりです。

障害手帳所持者（令和3年3月31日現在）

障害種別等	
身体障害者手帳所持者	
視覚	3,208 人
肢体不自由	28,817 人
療育手帳所持者	15,317 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	11,710 人

特別支援学校・特別支援学級等の在籍児童生徒数（令和3年5月1日現在）

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
県立特別支援学校				
視覚障害	2 人	2 人	4 人	15 人
肢体不自由		147 人	95 人	85 人
知的障害		559 人	400 人	820 人

	弱 視	肢体不自由	知的障害
市町立小・中学校の特別支援学級	17 人	101 人	2,617 人

	小学校	中学校
通級による指導を受けている児童生徒	1,476 人	376 人

2. 県立視覚障害者センターに関するデータ

所蔵数(令和3年3月31日現在)

	所蔵数等
録音図書(テープ)	4,541 タイトル
録音図書(CD)	5,845 タイトル
点字図書	8,644 タイトル

作成数(令和2年度)

	作成数
録音図書(CD)	126 タイトル
点字図書	162 タイトル

貸出数(令和2年度)

	貸出数
録音図書(テープ)	448タイトル
録音図書(CD)	9,140 タイトル
点字図書	916タイトル

点訳ボランティア、音訳ボランティア養成・研修(令和2年度)

	開催回数	受講者延べ人数
点訳 中級講習会	12回	119名
音訳 中級講習会	6回	40名

個別サービスの提供(令和2年度)

	件数・人数	延べ数
点訳	75 件	3,118 頁
点字印刷	77 件	9,242 頁
録音・編集	100件	352時間
対面朗読	28名	56時間

その他(令和3年6月30日現在)

サピエ図書館利用者(登録者)数	195 人
-----------------	-------

3. 県立図書館に関するデータ

所蔵数(令和3年3月31日現在)

	所蔵数
大活字本	3,382 冊
録音図書(CD)	945 点
音声デージー図書	462 点
マルチメディアデージー図書	170 点
点字図書	173 冊
点字つき絵本	171 冊
LLブック※	22 冊

※LLブック所蔵数は参考数値

貸出数等(令和2年度)

	貸出数等
大活字本	3,015 冊
録音図書(CD)	1,851 点
音声デージー図書	18 点
マルチメディアデージー図書	25 点
点字図書	13 冊
点字つき絵本	9 冊
郵送貸出	1,420 冊(418 件)
対面朗読	11 件

※貸出数は参考数値

その他(令和3年3月31日現在)

郵送貸出登録者数	140 人
サピエ図書館利用者(登録者)数	7人